

会 議 録

会議の名称	西東京市保育サービス検討委員会（第5回）
開催日時	平成16年10月16日（土） 午後2時から午後4時まで
開催場所	田無庁舎 イングビル第3会議室
出席者	（出席者） 出川委員、津島委員、内藤委員、今治委員、伊達委員、中野委員、 吉場委員、上田委員、栗原委員、加藤委員、笹井委員 （事務局・職員） 青柳子育て支援課長、村野保育課長、大久保保育課長補佐
議題	1 応募事業者の条件について 2 保護者の参加について 3 委託契約について 4 その他
会議資料の名称	1 西東京市公立保育園の民間委託について、まとめ例
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
発言者名：発言内容	
<p>事務局： 本日は副座長の近藤委員が所用で不在のため、代わりに田無保育園の父母会長の津島委員に代理をお願いしております。また、塩見委員も所用のため本日は欠席されております。</p> <p>出川座長： それでは、本日も「保育サービス検討委員会、まとめ例」に沿って進めていきたいと思っております。前回は選定評価のポイントの中で重要視する点をどのような項目にするか、考えて来てもらいたいとしたが、皆さんが考えてきたものがあれば意見を出して欲しい。 また、まとめ例の案を作って保育士の先生たちの意見を聞くこととしたので</p>	

保育士の先生の意見を聞いてから、この委員会で話し合った方が良いのであればそのようにしたいが、いかがか。

吉場委員： それで良いと思う。

出川座長： 選定評価のポイントを何を重要とするかは、皆さんにも考えていただくが、保育士の先生の意見を聞くこととします。

次に4・(4)応募事業者の条件については「まとめ例」には、「都内・近隣において認可保育園、認証保育所の運営実績のある法人とすること」とあり、前回の委員会でも、法人とは株式会社も含めた全ての法人という意味であるが、皆さんはどのように考えるか。また、「都内・近隣」という場所を限定している部分についてはどうか。

上田委員： 市内で応募してくれそうな興味を持っている社会福祉法人はあるか。

事務局： 現段階では聞いていないので不明である。

出川座長： あまり地域を狭くすると応募があるか心配であり、これが一園だけではなく、今後の7園の委託の条件となるので、市内に限定すると法人数も限られてくる。

中野委員： 応募の幅は広げて選べるようにしておいた方が良い。

吉場委員： 他市の状況を聞くと民間企業で委託を行なっている園の評判は良くない。正規職員の数が少ないことや保育内容がオープンでないことなどを聞くと民間企業は心配である。皆さんはどのように考えるか。

出川座長： 民間企業が参入できるようになったのは最近になってからであり、現在は保育実績が少ない状態である。今後10年間のうちには民間企業も実績を積んで数多く出てくるであろう。公設民営の場合は余剰利益を精算するようになってるので企業が潤おうことはない。企業としての採算が取れなくても、企業のイメージアップのために保育事業に乗り出しているのが現状である。

応募参加の幅を広げるためには株式会社も入れた方が良いが、吉場委員の言うように慎重に判断する必要がある。

伊達委員： 今後、民間委託の該当園で委託を行なう時に、その都度、事業者の範囲を選べるようにはできないか。今、社会福祉法人に限定してしまうと、今後民間企業が経験を積んで、より良い保育が行なえるようになっても、今ここで事業者の範囲を狭めてしまうと将来民間企業を希望することができなくなってしまふ。

津島委員： 保護者の意識も様々であり、該当園ごとに選定委員会を立ち上げるにしても時間の制約もあるので、今決めるのであれば門戸を広げておいた方が良いと思う。ただし、近藤委員が言っていたように業者選定に対しては保護者の意見を参考程度ではなく、きちんとした位置づけにするべきである。

伊達委員： 園ごとに決められるようにできれば、その方が良いと思う。

津島委員： 該当園としても、保護者に意識を持ってもらうのは大変なことであり、市の考えや対応への理解度にも当然であるが個人差がある。

笹井委員： 今回の「みどり保育園」は西東京市として初めての民間委託であり、慎重になっているのであれば保育実績がある社会福祉法人に限定して選定すれば、ある程度は信頼できる。プレゼンテーションでの民間企業のアピールは強力であると思われるので、選定する側も経験を積む必要もあり、今回は社会福祉法人に限定し「みどり保育園」の実績を見ながら今後は門戸を広げられるようにする考え方もある。

津島委員： 今後 10 年間で社会情勢も変化するであろうし、最初は不安があるので、法人の中では信頼のある社会福祉法人に限定するのが良いと思う。

伊達委員： みどり保育園に関しては、社会福祉法人に限った方が良く多くの保護者が考えていると思う。ただし、将来は社会福祉法人に限定しない方が良いと思う。

吉場委員： ここで決めたことを 10 年後まで継続させるのか、それとも途中で見直しを行なうのか。

事務局： 毎回や園ごとに条件を変更するのは、応募する業者にとっても困惑すると思われるので避けたいと考える。当面は今ここで決めていることでやっていき、しばらくの間は様子を見て不具合があったら変更することが必要である。たとえば 5 年間続けてみて民間企業も育ててきたら見直す、毎年変更するべきではないが何年間か経過したら見直しが必要であろう。

伊達委員： 何年か先には民間企業も実績を積んで社会福祉法人より優れた保育が出来る可能性も考えられるので、数年後には見直せるようにしておいた方が良い。

吉場委員： 数年後に見直す時には、このような委員会が設置されるのか。

事務局： どのような形になるかはわからないが、保護者の方の意見は聞くようになる。何年か先には見直しが必要であろうが、しばらくやる方法はこの委員会で決めてほしい。

伊達委員： 社会福祉法人に限ってしまうと、保育の特色があまり出ないのではないかと。

津島委員： 社会福祉法人にも様々あり、株式会社も様々である。選定する目を保護者が養わなければいけないが時間が足りないと思う。見た目の華やかさに左右されることも考えられるので、初めの委託に関しては社会福祉法人に限定した方が安心である。

伊達委員： 「みどり保育園」と「田無保育園」の 2 園について社会福祉法人に限定とするのが分かり易い。

出川座長： 当面 2 園については社会福祉法人とし、その後、何年か後に見直すことにするか。

事務局： 必要に応じて見直すことで宜しいと思う。

伊達委員： 「みどり保育園」の委託が18年度、「田無保育園」が19年度であるので、2園に限って社会福祉法人とし、それ以降は見直すことが出来るようにすれば良い。

出川委員： それでは、応募の条件の項目については、必要に応じて変更することが出来るようにします。

中野委員： 保連協のアンケートの件ですが、アンケートの回収締め切りが10月17日、各園の集計が29日、全園分の集計を30日に行なう予定としていますので、早ければ次回の検討委員会でアンケート結果が報告できると思う。

出川座長： ありがとうございます。よろしくお願ひします。

(4) 応募事業者の条件のところは、「都内・近隣」の部分は宜しいか。では、「都内・近隣において認可保育園、認証保育所の運営実績のある社会福祉法人とすること」とします。また、他のところで、今後見直すことができるように明記します。

(5) 「保護者の参加」についてはいかがか。

伊達委員： 業者選定時の保護者の意見に重みを持たせて欲しい。

津島委員： 保護者に公開でプレゼンテーションを行なうのであるから、保護者の意見が表われるようにして欲しい。

中野委員： 業者選定委員会の委員の人数は決まっているのか。

事務局： 選定委員会の運営の詳細については決めていないので、保護者の意見を何票何点とするのは現時点では難しい。

伊達委員： 保護者の意見を何票にするかではなく、たとえば全体の20パーセントというように、割合にする方法もある。

吉場委員： 保護者の意見をはっきり点数化することが無理な場合もあるので、当初の考えでは選定委員会に保護者を入れるのは責任も重く困難であると思ったが、園の保護者の意見を持った代表として選定委員会に参加するのであれば、個人の立場ではないので保護者の代表を選定委員として、最後まで保護者が関わるべきである。

伊達委員： 保護者代表として会議に発言するのと、個人では重みも違う。その場にいないと発言すらできない。

出川座長： 以前、検討委員会で話し合った時は、プレゼンテーションだけで業者を評価するのではなく、経営状態なども判断して評価するので、保護者に様々な責任が出ると難しいという意見があって、業者選定委員会から保護者は除くようにしたが、個人ではなく代表の意見を持って委員会に参加するのは可能である。

という事か。

伊達委員： 代表という立場であれば、個人としての責任は問われないので大丈夫であると思う。

吉場委員： 利害関係の問題もあるが、保護者が代表として、最後まで関わっていく方が良いと思う。

出川座長： 心配な部分は、高井戸保育園でも「一部の保護者との関係が難しい」と言っていたが、保護者の意見と違う委託業者になった場合に、その後の保護者と園の関係がうまくいくのであろうか。

吉場委員： たとえそのようになって、お互いに理解し合うようになるのではないか。

上田委員： プレゼンテーションを見ているのであるから、個人の意見や園の総意と違ったとしても納得できると思う。

伊達委員： 保護者の中でも、A法人が良いとする人、B法人が良いとする人がいるのだから、保護者の意見ではA法人を良しとする人が多くても、選定委員会でB法人と決定されたとしても、保護者の中にはB法人を良しとする人も必ずいるので、保護者と園の関係が悪くなるような事はないと思う。

吉場委員： 選定した理由を説明してもらえれば納得できると思う。

伊達委員： 保護者が選定委員会に入らないと不透明な部分が出てくるのが心配である。

吉場委員： 選定委員会の中身が見えてくるので、保護者を選定委員会に入れた方が良い。

伊達委員： 選定委員会にプレゼンテーションを先に実施して、保護者は専門家の意見を参考に聞いてから選ぶ方が保護者は分かり易い。

出川座長： 前の「選定委員会の設置」のところの当該保育園の保護者については入れるべきである、ということか。

伊達委員： 個人ではなく、園の代表として保護者が選定評価に加わることは大切である。

吉場委員： プレゼンテーションを実施する業者については、事前に書類選考により減らすのか、応募した全ての業者に実施するのか。

事務局： 選考段階の方法は応募業者の数にもよるが、こちらの基準をクリアしている数社にプレゼンテーションをお願いするようになると思う。

上田委員： 近隣市のケースでは5社から応募があり、書類選考で3社に絞り、保護者に対してではなかったが、プレゼンテーションの実施と現地視察を行なったようである。

事務局： 当市でも同様な方法をとることになると思う。

出川座長：（５）「保護者の参加」は「事業者の選定に当たっては、何らかの形で保護者の意見が反映できる仕組みをつくること」については、これで宜しいか。

津島委員： 「何らかの形」の部分が抽象的な表現なので、当該保育園の裁量を問われる部分が多く、当該保育園が保護者の意見を反映する仕組みとして何を選ぶことにするのか、最初から作らなくてはいけなくなるので、当該保育園が関わる部分を、プレゼンテーションへの参加や保育視察など具体的な項目を出すことはできないか。

中野委員： プレゼンテーションは毎回実施することになるのか。

出川座長： 委託業者の選定方法のところに「保育内容や保育に関する姿勢についてのプレゼンテーションの実施や実績の視察」とあるので、今のところはプレゼンテーションを実施することになる。

事務局： 選定委員会の中だけで実施するプレゼンテーションもあるし、保護者に対して公開するプレゼンテーションもある。たとえば公開で行い、保護者の各事業者に対する評価を選定委員に情報として伝える方法もある。これも保護者参加の一つの方法である。

伊達委員： プレゼンテーションは選定委員と保護者に対し同時に行なうのか。

事務局： 事業者に何度もプレゼンテーションをしてもらうのは負担となるので、一回で終わるようにしたい。

伊達委員： 公開になれば、専門家にどの事業者が良いか説明をしてもらえるか。

事務局： どの事業者が良くて、どの事業者が悪い、という説明はできない。

中野委員： プレゼンテーションの時に事業者への質問は可能か。

事務局： 選定委員以外の人からの質問は無理である。

上田委員： 公開で多くの人が質問すると混乱する可能性がある。

中野委員： 事前に質問事項をある程度にまとめておいて、業者に回答をもらうことは可能か。

事務局： 各事業者に対して、同じ質問事項であれば可能であると思う。

出川座長： 「何らかの形」の部分は、公開プレゼンテーションに参加して意見が反映できるということで宜しいか。

津島委員： 保護者が選定委員会にはいるのであれば、その保護者が園の意見を集約して代表として参加するということが。

出川座長： プレゼンテーションだけで業者の評価を決めるわけではなく、保育実績や経営状況なども評価の対象となるので、選定委員となる保護者の代表は、プレゼンテーションの保護者全体の評価を選定委員会に伝える、という形が良いと思うが、いかがか。

吉場委員： 検討委員会のアンケートと同じようなものとして、保護者の意見をまとめて選考委員会に反映してもらおう、ということですね。

出川座長： 保護者の参加は、「事業者の選定に当たっては、当該園の保護者も公開プレゼンテーションなどに参加し、保護者の意見が反映できる仕組みを作る」というようになるか。

津島委員： 少し話しが前に戻るが、選定委員会に保護者が入る場合には、園の意見がA・B・C法人のうちAが良いとなっても、自分がCが良いと考えればCに投票することもあり得るということか。

吉場委員： プレゼンテーションでの園の意見はAであったが、他の項目ではCが良く、全体の評価がCの方優れていると感じた場合は、あり得ると思う。ただし、その時は園に持ち帰り話し合いをして欲しい。

伊達委員： プレゼンテーションを聞いて保護者の評価はAという結果になったが、保護者代表が委員会で専門家からの情報を得てCのメリットを知り、Cとすることもあると思うが、その場合は再度園で検討して欲しい。

事務局： 選定委員となった保護者の代表者が、委員会と園とのやりとりをするのは時間の余裕がないと思われるので、代表は責任を持ち、保護者は代表に託して欲しい。

津島委員： その都度、保護者に説明し、再度意見を集約することは時間的に厳しいと思う。

出川座長： 代表者は個人ではなく園の代表なので園のことを最優先に考えるべきなので、保護者は「選定委員となった代表に任せる」という意識が必要であり、任せられる人を選んで欲しい。

中野委員： 保護者代表は個人の意見は別として、園の意見を出すべきである。

内藤委員： 総合的な評価が必要になるので、選定委員になればプレゼンテーションの園の評価を集約するだけではない。

津島委員： 選定委員会に保護者として入るのは個人の利害関係が絡む可能性がある、という以前の心配に戻るのではないか。

上田委員： 保護者が参加しないで業者が決まるより、参加した方が良いと思う。

吉場委員： 保護者が参加した方が情報も入り安心である。

事務局：業者の選定に当たっては、この業者に対して、どの委員が、こんな評価をした、という公開はしない。A委員はこう評価した、B委員はこう評価した、私はこのように評価した、という誰が何を言ったかを園に帰り公表したら委員会が成り立たない。選挙と同様に誰が何に投票したかは非公開である。それだけ選定委員となる人の責任は重い。

伊達委員：保護者代表となる人には、園の意見を反映してくれる信頼できる人を選ぶようにすれば良い。

笹井委員：公開プレゼンテーションを行なうので、代表として保護者の意見は背負うことにはなるが、委員会で他の要素も含んで話し合っていくと、プレゼンテーションの結果だけでの評価ではなくなるので、代表の意見がプレゼンテーションだけを聞いた保護者とは違う結果になることも当然あり得ることである。

加藤委員：プレゼンテーションは一つの部分であり全てではない。実際に運営している保育園を視察して、プレゼンテーションで説明した内容とは違うと保護者代表の委員が感じたら、自信を持って評価を変えて欲しい。そのような判断ができる人を代表に選ばなければならない。

事務局：行政として業者選定が公平、公正に行なわれたかは非常に重要であるので、選定委員になる保護者には責任を持ってもらいたい。

出川座長：保護者の参加のところは、「保護者は何らかの形で参加し保護者の意見が反映できる仕組みを作る」として、参加と意見反映の仕組みという文言を加えることとする。

事務局：業者選定委員会に保護者も加わるということで宜しいですか。

出川座長：各委員宜しいですか。そのようにします。
次に(6)委託契約について「委託料について著しく低価格とならないようにする」の部分はどうか。
保育内容が同一なら勿論安価な方が良いが、著しく低価格では安定した保育サービスが受けられない心配がある。との配慮での項目であるがいかがか。

各委員：了解。

出川座長：「保育に直接関わることの再委託の制限」については、契約した所が下請けに出すことを禁じる部分であるが、この点はいかがか。

事務局：保育に直接関わることではない清掃業務の委託などは含まれない。

内藤委員：東京都は給食を委託することを許可している。

上田委員：子どもの体調が悪い時などは直営であれば対応が早いですが、外部委託であると心配である。

津島委員：アレルギー対応などを考えると、保育と給食は同一法人の方が密接な連携も

とれると思うので安心である。

出川座長： 時間が来ましたので議論が続くようであれば次回とします。
では、本日はこれで終了いたします。

事務局： 次回は11月4日で本日と同じイングビル第3会議室で開催しますので、よろしく申し上げます。